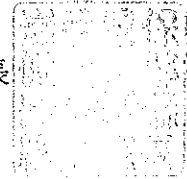




長 第 477 号
平成 27 年 7 月 15 日

岩手県社会福祉協議会・高齢者福祉協議会 会長 様

岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長



費用負担の見直しに係る事務処理の取扱いについて

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 8 月 1 日から、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）及び関係政省令の一部改正により、一定以上所得者の 2 割負担、高額介護（予防）サービス費の負担限度額の見直し及び特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件の見直しが施行されます。

これら費用負担の見直しに係る事務処理の取扱いについて、厚生労働省老健局介護保険計画課長から別添のとおり通知がありましたので、内容を御了知いただくとともに、貴会会員施設への周知について、特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

【担当】

介護福祉担当 鈴木
TEL : 019-629-5435 (直通)
FAX : 019-629-5444